

在宅で介護する人への支援

◆寝たきり高齢者等訪問理美容サービス

内 容	在宅の寝たきり高齢者等を対象に、業者の出張理美容を受けた際の【出張料】に対し年5回まで援助券を支給します。事前の申請が必要です。
対 象	障害および傷病等の理由により理髪店または美容院へ出向くことが困難な次のいずれかに該当する65歳以上の在宅の高齢者 ①市の要援護者台帳に寝たきりとして登録されている高齢者 ②要介護4または5の認定を受けた高齢者
そ の 他	理美容料金は自己負担。出張料のうち1,500円を超える部分は自己負担。

◆介護用品の購入援助

内 容	介護者(家族)の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等の介護用品の購入に対する援助券を支給します。事前の申請が必要です。
対 象	市内在住で、要介護4または5と認定された高齢者を在宅で介護している市町村民税非課税世帯（同居する全ての者）の人
対 象 用 品	紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーに類する介護用品
助 成 額	年間75,000円まで（1回の申請につき18,750円まで）

◆介護者慰労金の支給

内 容	寝たきりや重度の認知症の高齢者を長期にわたって在宅で同居して介護している介護者に対し、労をねぎらうために慰労金を支給します。
支 給 月	12月頃

◆燃やすごみ指定袋の支給

内 容	令和3年4月1日から開始された「家庭系燃やすごみ有料化」に当たり、負担の軽減を図るため、燃やすごみ指定袋を支給します。
対 象	市内に住所を有し、要介護認定又は要支援認定を受けた方のうち、在宅で紙おむつを使用している方。
支 給 内 容	燃やすごみ指定袋 22リットル 1か月につき5枚（年間60枚まで）
(申)・(問)	環境課までお問い合わせください。(内線211、212)

在宅で介護する人への支援

◆見守りネットワーク事業

内 容	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市と民間事業所、警察署等の協力機関が連携し、異変（郵便物が何日も溜まっている、消費者被害の心配があるなど）や行方不明が発生した場合に、早期に気付き必要な支援につなげる仕組みです。 行方不明の心配がある高齢者の情報（氏名、身体的特徴、写真等）をご家族が事前に登録いただくことで、行方不明になった場合の検索に見守りネットワークを活用することができます。（登録情報は市と警察署で共有します。）
対 象	市内在住の認知症高齢者等

◆認知症高齢者等見守りシール交付事業

内 容	認知症等により行方不明になる心配のある高齢者やその家族を支援するため、QRコードが印字されたシールを交付します。発見者がQRコードを読み込むことで直接家族等と連絡が取れるため、早期発見・保護につながります。
対 象	市内在住の認知症高齢者等
助 成 内 容	ラベルシール 30 枚 ※登録・発見時の通信費用は自己負担になります。 ※シールの追加交付については枚数に応じて実費を負担していただきます。

◆認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

内 容	認知症等の高齢者が日常生活のなかで、偶発的な事故により第三者に対して法律上損害賠償責任を負った場合に、諏訪市が契約する認知症高齢者等個人賠償責任保険を利用して補償を受けることができます。 利用には、事故発生前にあらかじめ申請が必要です。
対 象	市内在住で、諏訪市見守りネットワーク事業に登録された認知症等の高齢者及び40歳以上の若年性認知症の方。

◆家族介護支援事業

内 容	適切な介護知識・技術の習得やサービスの適切な利用方法の習得等を目的とした教室を開催します。また、介護者相互の交流会等を開催しています。
-----	---------------------------------------------------------------------

◆認知症高齢者家族の会

内 容	認知症の高齢者を介護する介護者が、懇談会、レクリエーションなどの活動を行っています。
	<p>●認知症介護者の会「こむぎの会」</p> <p>日時 毎月第3木曜日 午後1時30分</p> <p>会場 湯小路いきいき元気館3階会議室</p> <p>参加料 菓子代等（必要な時のみ）</p>